

介護老人保健施設 白い石
短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)
重要事項説明書
(令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 白い石
開設年月日	平成9年4月21日
所在地	佐賀県杵島郡白石町福吉1808
電話番号	0952-84-7000
FAX番号	0952-71-5070
管理者名	太田 善郎(施設長)
介護保険指定番号	4151680024

【介護老人保健施設の目的と運営方針】

(1)目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(2)運営方針

- ① 入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように施設サービス計画に基づいて看護・医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- ② 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスの提供に努める。
- ③ 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保険医療サービス又は福祉サービスの提供者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

2)施設の職員体制

職種	人員数	業務内容
管理者	1名	医師と兼務する。
医師	1名以上	入所者の病状に応じて適切な診療を行うとともに、施設従業者の管理、指導を行う。
薬剤師	0.27名以上	医師の指示により服薬管理の業務を行う。
看護職員	7.7名以上	医師の指示により入所者の医療・看護に関する業務を行う。
介護職員	20名以上	入所者の介護に従事する。
支援相談員	1名以上	入所者又はその家族からの相談に応じるとともに必要な助言・援助を行う。
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	1名以上	機能回復に関する業務を行う。
管理栄養士、栄養士	1名以上	栄養管理、給食管理に従事する。
調理師	5名以上	調理に従事する。
介護支援専門員	1名以上	施設サービス計画立案に従事する。
事務職員	1名以上	施設の事務、営繕等の業務を行う。

3)短期入所定員等

- ・定員 2名(内認知症専門棟1名)
※定員数は入所のベッド空き次第で変動があります。
- ・療養室 4人室 2室(内認知症専門棟1室)
※部屋の種類は入所のベッド空き状況で個室になる場合もございます。

2 サービス内容

【介護保険内サービス】

① 施設サービス計画の立案

当施設でのサービスはどのような介護サービスを提供すれば家庭に帰って頂ける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は利用者に関するあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・家族の方の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意を頂くようになります。

② 医学的管理・看護

介護老人保健施設は入院の必要の無い程度の要介護者を対象にしていますが、医師、看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

③ 介護

施設サービス計画に基づいて実施します。

④ 入浴(特別な介助を要する利用者には特別浴槽で対応)

週に2回ご利用頂きます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

⑤ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内での全ての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

⑥ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑦ 口腔衛生の管理

【その他のサービス】

⑧ 食事の提供

朝食	昼食	おやつ	夕食
7時30分	12時	15時30分	18時

* 食事は原則として食堂で召し上がって頂きます。

⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供

⑩ 相談援助サービス

⑪ 行政手続き代行

⑫ 理美容サービス(毎月2回)

⑬ その他

* これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にご相談下さい。

3 利用料金

1)基本料金

①施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。)

	単位:円/1日当たりの料金		
多床室(基本型)	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	613	1,226	1,839
要支援 2	774	1,548	2,322
要介護 1	830	1,660	2,490
要介護 2	880	1,760	2,640
要介護 3	944	1,888	2,832
要介護 4	997	1,994	2,991
要介護 5	1,052	2,104	3,156
多床室(在宅強化型)	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	672	1,344	2,016
要支援 2	834	1,668	2,502
要介護 1	902	1,804	2,706
要介護 2	979	1,958	2,937
要介護 3	1,044	2,088	3,132
要介護 4	1,102	2,204	3,306
要介護 5	1,161	2,322	3,483
個室(基本型)	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	579	1,158	1,737
要支援 2	726	1,452	2,178
要介護 1	753	1,506	2,259
要介護 2	801	1,602	2,403
要介護 3	864	1,728	2,592
要介護 4	918	1,836	2,754
要介護 5	971	1,942	2,913
個室(在宅強化型)	1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	632	1,264	1,896
要支援 2	778	1,556	2,334
要介護 1	819	1,638	2,457
要介護 2	893	1,786	2,679
要介護 3	958	1,916	2,874
要介護 4	1,017	2,034	3,051
要介護 5	1,074	2,148	3,222

2)加算料金(基本料金に下記の料金が必要に応じ加算されます。)

【介護保険】	加算項目	1割負担	2割負担	3割負担
※一日・回 当たりの 料金です。	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51円/日	102円/日	153円/日
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円/日	102円/日	153円/日
	送迎加算	184円/片道	368円/片道	552円/片道
	総合医学管理加算(利用中10日を限度)	275円/日	550円/日	825円/回
	療養食加算	8円/回	16円/回	24円/回
	口腔連携強化加算	50円/回	100円/回	150円/回
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/月	200円/月	300円/月
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	20円/月	30円/月
	夜勤職員配置加算	24円/日	48円/日	72円/日
	夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合	総額より3%減算		
	入所定員の超過、または職員等の欠員減算	総額より30%減算		
	個別リハビリテーション実施加算	240円/日	480円/日	720円/日
	認知症ケア加算	76円/日	152円/日	228円/日
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	6円/日	9円/日
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円/日	8円/日	12円/日
	若年性認知症利用受入加算	120円/日	240円/日	360円/日
	緊急短期入所受入加算	90円/日	180円/日	270円/日
	認知症行動・心理症状緊急対応 加算(7日間を限度)	200円/日	400円/日	600円/日
	緊急時施設療養費(緊急時治療管理)	518円/日	1,036円/日	1,554円/日
	緊急時施設療養費(特定治療)	医科診療報酬に準じる		
	重度療養管理加算	120円/日	240円/日	360円/日
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	44円/日	66円/日
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円/日	36円/日	54円/日
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円/日	12円/日	18円/日
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	月総額(1~3割負担)の7.5%		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	月総額(1~3割負担)の7.1%		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	月総額(1~3割負担)の5.4%		
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	月総額(1~3割負担)の4.4%		
	身体拘束廃止未実施減算	(基本料金の)▲1.0%/日		
	高齢者虐待防止措置未実施減算	(基本料金の)▲1.0%/日		
	業務継続計画未実施減算	(基本料金の)▲1.0%/日		

3)食費・居室代(介護保険外でかかる費用です。)

【保険外】 ※一日当たりの料金です。	食費	朝食	440円
		昼食・夕食	各620円
	居室	個室	1,728円
		多床室	437円
※食費・居住費は所得に応じて減額の措置がございますので、ご相談ください。 申請窓口はお住まいの介護保険の窓口です。			

負担限度額対象者の食費及び居住費の額

段階	食費	居住費(個室)	居住費(多床室)
第1段階	300円/日	550円/日	0円/日
第2段階	600円/日	550円/日	430円/日
第3段階①	1,000円/日	1,370円/日	430円/日
第3段階②	1,300円/日	1,370円/日	430円/日
第4段階	通常料金	通常料金	通常料金

4) その他の料金(介護保険外でかかる費用です。)

日常生活品費 ※希望されない場合は、物品をご用意して頂き、本人又はご家族で管理して頂きます。	150円/日	◎身の回り品として日常生活に最低限必要な物 タオル・バスタオル、ボディーソープ、シャンプー、 リンス、化粧品、おしぼり、歯ブラシ、歯磨き粉、 義歯洗浄剤 等
教養娯楽品費 ※希望されない場合は、物品をご用意して頂き、本人又はご家族で管理して頂きます。	50円/実施日	◎レクリエーションやクラブ活動で使用する物 色鉛筆、クレヨン、画用紙、文房具、折り紙、ドリル、 書道用品、園芸用品、お菓子材料 等
理髪代	1,000円/回	毎月第2・4月曜日に行います。
電気代	50円/日	家電を持ち込まれる際はご相談下さい。
洗濯代	3,000円/月 (1,500円/半月)	業者へ依頼し、週2回洗濯、乾燥を行います。
他科受診料	実費	病院受診の際には、施設で一旦費用を立て替えます。医療保険適用額のみ実費を頂きます。
その他の費用	実費	その他に利用者の選択によってかかる費用が発生した場合は、ご相談の上、実費を頂きます。

5) 料金の支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払い下さい。
お支払い頂きますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金、金融機関口座引き落としの2方法があります。

4 他機関・施設との連携

1) 協力医療機関への受診

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いしています。

白石共立病院	住所	杵島郡白石町福田1296
	電話番号	0952-84-6060
白石保養院	住所	杵島郡白石町福吉2134-1
	電話番号	0952-84-2231
織田病院	住所	鹿島市高津原4306
	電話番号	0954-63-3275
ふじい整形外科	住所	杵島郡白石町福吉1820-1
	電話番号	0952-84-5880
まつお歯科医院	住所	杵島郡白石町福富下分2827-37
	電話番号	0952-87-3223
たけお歯科	住所	武雄市武雄町290
	電話番号	0954-22-3221

5 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用申込書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6 施設利用の際にご留意いただく事項

	面会時間	9:00~17:00
来訪・面会	<p>※上記時間以外に面会に見えられる際は玄関横のインターフォンを押してください。</p> <p>※入所者と家族の方との密接なコミュニケーションを重要視します。出来るだけ多く面会にお越し下さい。</p>	
病院受診	短期入所利用中の病院受診は原則お断りしておりますのでご了承頂きますようお願いいたします。ただし急変時は除きます。	
外出	外出の際には必ず職員に申し出、「外出許可願い」を提出して下さい。	
喫煙	受動喫煙対策を強化する改正健康増進法に基づいて、敷地内全面禁煙となります。	
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の入所者の居室等に入らないようにお願いします。	
ペット	施設内へのペットの持ち込みはお断りします。なお必要に応じてはロビーでの対応となりますので、ご相談ください。	
居室について	他の利用者様の容体または施設の都合等で部屋移動やベッド移動をして頂く場合がございますので、ご理解、ご協力下さい。	

窓口営業時間	窓口の営業時間は8:30～17:30となっております。なお休日は毎週日曜日と12/31～1/3です。
その他	営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。

7 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「消防計画」にのっとり対応します。
防災訓練	消防法により年2回以上夜間及び昼間を想定し、避難誘導訓練、消火訓練、通報訓練を実施します。 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
防火設備	スプリンクラー・自動火災報知機・誘導灯・防火扉・消火栓・消火器・非常通報装置等を設置しています。

8 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送って頂くために利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を禁止します。

9 相談・苦情受付

当施設には支援相談の専門員として、支援相談員が勤務しています、お気軽にご相談下さい。

・支援相談員 秀島菜保子・永田大和・菰田佳奈恵・村上愛朱華・村上静香

・電話番号 0952-84-7000

また、要望や意見なども、支援相談員担当者にお寄せください。玄関ホールに「ご意見箱」を備え付けておりますのでご利用下さい。

受け付けた苦情・要望につきましては、事実確認・原因究明・改善について検討会を実施し、対策・改善策をご説明させて頂きます。また、必要に応じて第三者委員と委員会を開き問題解決に努めていきます。

なお、下記公共機関窓口でも相談・苦情を受付けております。

●佐賀県国民保健団体連合会 介護保険係苦情処理

電話(0952)26-1477 FAX(0952)26-6123

●杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所

電話(0954)69-8222 FAX(0954)69-8220

●その他、市町村の担当窓口(福祉課)に相談することもできます。

10 福祉サービス第三者評価

当施設は、福祉サービス第三者評価を受けておりません。

以上

個人情報の利用目的

(令和7年4月1日現在)

介護老人保健施設白い石では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
 - －サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔行政機関等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供
- ・市町村が行う利用者からの苦情に関する調査への協力等
- ・事故発生時の市町村への連絡

以上

介護老人保健施設 白い石 短期入所療養介護（介護予防短期入所）利用契約書

（契約の目的）

第1条 介護老人保健施設 白い石（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、介護保険法令の趣旨に従って利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供し、一方短期入所利用同意者（<様式1>で同意した方）は当施設に対し、そのサービスに対する料金を連帯して支払うことについて取り決めることを本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条 本契約は、利用者が当施設と契約を締結したときから効力を有します。ただし、身元引受人（退所時に利用者の身元を引き受ける方）や保証人（身元引受人と連帯して責任を負う方）に変更があった場合は、新たに契約を締結することとします。

2 利用者は前項に定める事項のほか、重要事項説明書、個人情報の利用目的及び契約書の改定が行われない限り、初回利用時の<様式 1>の締結をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（身元引受人・保証人）

第3条 利用者は、次の次号を満たす身元引受人・保証人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人及び保証人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の責務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人及び保証人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること。但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人及び保証人が第1項号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人・保証人に対し、相当期間内にその身元引受人・保証人に代わる新たな身元引受人・保証人

を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人・保証人の請求があったときは、当施設は身元引受人・保証人に対し、当施設に対する利用料未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれからの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく短期入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

（当施設からの解除）

第5条 当施設は、短期入所利用同意者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③ 利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供を超えると判断された場合。
- ④ 本契約に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず2週間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又はその他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人・保証人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人・保証人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人・保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

（利用料金）

第6条 利用者及び身元引受人・保証人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状況等に変動があった場合、上記利用料金を変更することができます。

- 2 当施設は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先（以下「支払者」という。）に対し、前月料金の合計額に請求書及び明細書を、毎月10日までに送付し、これを受けた支払者は、当施設に対し当合計額をその月の20日までに現金又は口座引き落としで支払うものとします。
- 3 当施設は、1項に定める利用者の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

（記録）

- 第7条 当施設は、利用者の基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。ただし、身元引受人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
 - 3 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。ただし、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束）

- 第8条 当施設は原則として利用者に対し身体拘束は行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合（切迫性...本人や他入所者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと 非代替性...拘束もしくは行動制限を行う以外に代わりになる介護方法がないこと 一時性...一時的に実施するものであること）は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。このような場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。また身体拘束等を行う場合は承諾書にて同意を得ることとします。

（虐待の防止）

- 第9条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための体制を整備します。

（褥瘡対策）

- 第10条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

- 第11条 利用者の個人情報保護については、当施設の個人情報保護方針、個人情報に関する規定等のほか関係法令及びその他のガイドラインを遵守します。また個人情報の利用目的を明確にし、収集した個人情報については適切な安全管理措置をとります。

(緊急時の対応)

第 12 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、かかりつけ医及び協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスでの対応が困難な状態、又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合、ほかの専門的機関を紹介します。

3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 13 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(業務継続計画の策定)

第 14 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

(衛生管理)

第 15 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。

(要望又は苦情等の申し出)

第 16 条 短期入所利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙、管理者宛の文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 17 条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、施設の責任の範囲内において損害を賠償するものとします。

当施設に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人・保証人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。利用者に故意過失がない場合にはこの限りではありません。

(利用契約に定めのない事項)

第 18 条 この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定められるところにより、利用者又は扶養者と当事業所が誠意を持って協議して定める事とします。

以上